

## 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用の概要

印西市立図書館に防犯カメラを設置するにいたった経緯でございますが、教育委員会では、社会教育施設に防犯カメラの設置を計画的に進めております。図書館でも、このたび小倉台図書館に導入するほか、現在大規模改修工事中の大森図書館をはじめ、各図書館にも順次導入していく予定であります。

防犯カメラを図書館に設置することで、本の盗難など、施設内で起こる犯罪行為を心理的に抑制することができ、盗難等の発生の防止につながるほか、適正な施設管理及び事故防止に役立てることが出来ます。

防犯カメラにより収集される画像は個人情報に該当すると考えられることから、個人情報としての画像を取扱うにあたり、個人情報保護条例との関連性を整理し、管理責任者、運用責任者、画像取扱者を明確にし、目的外利用等の制限、画像の保管方法等を定めることにより、(1)適切に防犯カメラを設置し管理運用する  
(2)個人情報としての画像の取扱いを適切に行い市民等の権利保護を図る必要があることから、本規程を作成し整備するものです。

防犯カメラの設置場所につきましては、大森図書館につきましては、館内3カ所、小倉台図書館につきましては、館内出入口付近等（4カ所）、地下駐車場（4カ所）に設置する予定です。

防犯カメラを適正に設置し管理運用していくため、管理責任者と運用責任者を設置し、管理責任者には、図書館を所管する課長（生涯学習課長）とし、

運用責任者は、図書館長又は分館長としております。

また、画像の取扱いを行う担当者として、画像取扱職員を指定することで、だれでも自由に画像を見ることができないよう限定しております。

モニター及び録画機器等については、事務室内に設置し、許可を得たもの以外は、立ち入りを禁止し、画像の外部漏えいを防止するため個人情報保護条例に基づき取扱いを行います。

画像の保存期間につきましては、2週間とし保存期間を過ぎたものは、自動にて上書きされます。保存期間の2週間とした理由につきましては、基準に合わせて2週間としました。なお、2週間の保存期間ですが、目的外利用、又は外部提供する場合、及び管理責任者が必要と認める場合には、延長することができることとなっておりますので、この場合につきましては、必要な画像については、延長保存できる処理を行うこととなります。

録画された画像については、原則公開しないものの、本人の同意又は法令の定めにより、目的外利用又は第三者に提供できること、また、画像の本人からの開示請求についても規定しております。

画像の開示につきましては、個人情報保護条例に基づき行います。